

第2次三島町

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

※この実行計画は以下のSDGS目標を目指しています。



令和6年3月1日 策定

三島町

目次

第1章 計画の基本的事項

| | |
|----------------------|---|
| 1. 計画策定の背景..... | 1 |
| 2. 計画の目的 | 2 |
| 3. 計画の対象範囲..... | 3 |
| 4. 対象とする温室効果ガス | 4 |
| 5. 計画の期間 | 4 |
| 6. 計画の位置づけ..... | 4 |

第2章 温室効果ガスの排出状況

| | |
|--|---|
| 1. CO ₂ の総排出量 | 5 |
| 2. 基準年度における CO ₂ の総排出状況..... | 5 |
| 3. 現在（2022年度）の CO ₂ の総排出状況..... | 6 |

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 目標設定の考え方 | 7 |
| 2. CO ₂ の排出削減目標 | 7 |

第4章 削減目標達成に向けた取組

| | |
|-------------------|---|
| 1. 取組の基本方針..... | 8 |
| 2. 具体的な取組内容 | 8 |

第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 推進体制 | 11 |
| 2. 点検・評価・見直し体制、情報の公開..... | 12 |

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC※¹ 第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

※¹ IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）は、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織であり、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた報告書を作成・公表し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。直近では、令和3年から令和4年にかけて第6次評価報告書を作成中であり、令和3年8月に第1作業部会報告書が公表され、令和4年には順次、第2作業部会報告書、第3作業部会報告書、統合報告書の公表が予定されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

2015年（平成27年）11月～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げられました。

また、2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、人為的な二酸化炭素（CO₂）排出量を2050年頃に実質ゼロとすることが必要とされており、この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラル（ゼロカーボン）を目標として掲げる動きが広がっています。

我が国においても2020年10月に、2050年までのCO₂排出量実質ゼロを目指すこと

を宣言しており、翌 2021 年 4 月には、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46% 削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

(3) 三島町の取組

本町では、2006 年（平成 18 年）に「三島町地域新エネルギービジョン」を策定して以降、木材を燃料とする木質バイオマス等の再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という）導入の検討を開始し、2011 年（平成 23 年）には、「第 1 次三島町地球温暖化対策実行計画」を定め、町役場全体の地球温暖化対策も推進してきました。また、2017 年（平成 29 年）には、国立環境研究所と連携・協力に関する基本協定を締結、2019 年（令和元年）には、「三島町地域循環共生圏推進協議会」を設立し、森林資源の活用と、環境と調和した町づくりに取り組んでいます。

また、2022 年（令和 4 年）5 月には、これまでの方向性や取組をさらに推し進めるとともに、2050 年までの本町全体の CO2 排出量実質ゼロを目指す「三島町ゼロカーボンビジョン」を策定しました。同月の令和 4 年度第 1 回三島町地域循環共生圏推進協議会総会の終了後には、2050 年のゼロカーボン達成を目指すことを宣言しました。

2. 計画の目的

「第 2 次三島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条に基づき、本町の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

2021 年（令和 3 年）10 月に閣議決定された政府の「地球温暖化対策計画」における「第 3 章 第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割」では、地方公共団体の基本的な役割として「自ら率先的な取り組みにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」としています。この「実行計画（事務事業編）」は、私たち三島町職員の地球温暖化対策に取り組む意志を表す宣言書であり、町民や町内事業者の温室効果ガス削減の取組の率先垂範となるべく、上位計画の「三島町ゼロカーボンビジョン（区域施策編）」とともに取り組んでまいります。

3. 計画の対象範囲

「実行計画（事務事業編）」は、町の全ての事務事業及び出先機関を対象範囲とします。「第1次三島町地球温暖化対策実行計画」で対象外の施設であった「小・中学校」に関しては、昨今の環境教育の取組や他市町村の実行計画（事務・事業編）の対象範囲の状況を鑑みて、本計画より対象範囲に含めております。

指定管理者制度等による外部委託を実施している施設・設備及びアカデミー住宅や高齢者集合住宅等の個人が居住する施設は対象外としますが、可能な限り受託者や居住者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組への協力を促します。

| 所管課 | 施設・設備等名称 |
|-------|---------------------|
| 総務課 | 役場庁舎 |
| | 街路灯 |
| | 消防ポンプ |
| | 公用車等 |
| 町民課 | 多目的集会施設 |
| | 宮下温泉給湯施設 |
| | 保健指導車 |
| 地域政策課 | 三島町生活工芸館 |
| | 桐の里倶楽部 |
| | 大林ふるさとの山 |
| | 美坂高原 |
| | 公衆トイレ（道の駅）、街路灯（道の駅） |
| | 観光商工用務車等 |
| 産業建設課 | 水道施設 |
| | そば加工施設 |
| | 三島大橋街路灯 |
| | 道路維持（消雪設備含む）等 |
| 生涯学習課 | 町民センター |
| | 交流センター |
| | 三島保育所 |
| | 三島小学校 |
| | 三島中学校 |
| | 生涯学習センター |
| | スキー場 |
| | 町民運動場 |

表1 事務・事業編の対象一覧

4. 対象とする温室効果ガス

本町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH4 や N2O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、本町の事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO2）のみとします。

5. 計画の期間

第 2 次に位置づける本計画の対象期間は、2024 年度（令和 6 年度）から政府の地球温暖化対策計画の目標年度である 2030 年度（令和 12 年度）までの 7 年間とします。第 2 次の基準年度は第 1 次の目標年度であった 2015 年度（平成 27 年度）とします。また、計画開始から 3 年後の 2027 年度（令和 9 年度）に計画の見直しを行うこととします。

| 項目 | 年度 | | | | | | | | | |
|--------|------|---|------|------|------|-------|------|------|------|--|
| | 2015 | … | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | |
| 期間中の事項 | 基準年度 | | 計画開始 | | | 計画見直し | | | 目標年度 | |
| 計画期間 | | | → | | | | | | | |

図 1 計画期間のイメージ

6. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定したものであり、本町の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」である「三島町ゼロカーボンビジョン」の実現に係る町役場としての施策を具体化した計画となります。

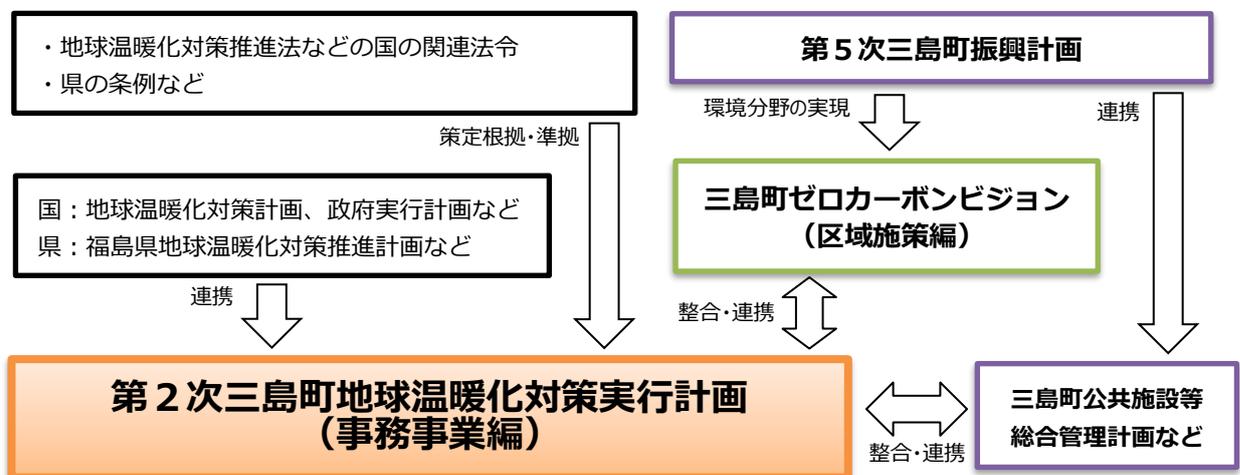


図 2 計画の位置づけ

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. CO2の総排出量

本町の事務・事業に伴うCO2総排出量は、第1次三島町地球温暖化対策実行計画の基準年度である2009年度（平成21年）では、617,160kg-CO2となっています。これに対して第1次の目標年度である2015年度（平成27年度）では、第1次対象範囲（小・中学校を除く）のCO2総排出量が652,196kg-CO2と増加し、第1次の目標であった2009年度比で5%の削減（586,302kg-CO2）を大きく下回る結果となりました。

しかし、これは東日本大震災による原子力発電所の事故後、東日本の電源構成における化石燃料の割合が増したことが大きく影響しています。現在、本町の1kWhあたりの電力使用におけるCO2排出量（これを「排出係数」という）は0.496 kg-CO2/kWh※となっていますが、震災前の2009年時点では0.322 kg-CO2/kWhであったことと比べると電力使用における排出係数が大きく変動していることが分かります。そこで2015年度の総電力使用量93,619kWh/年を各排出係数にて乗算してみると、現在の排出係数では464,712 kg-CO2/年の排出量となるのに対して、2009年の排出係数では301,688 kg-CO2/年となり、同じ電力使用量でも163,024 kg-CO2/年の差が生まれています。2009年当時の排出係数にて算出すると第1次の削減目標を大きく上回っていることから、本町における省エネルギー化は着実に進んでいることが伺えます。

本計画では、政府基準年度に近く、第1次の目標年度であった2015年度を基準年度としますが、当該年度のCO2総排出量は、本計画より対象範囲となった「小・中学校」を含めると745,781 kg-CO2/年となります。直近（2022年度）では、716,507 kg-CO2/年となっており、本計画の基準年度と比べてCO2排出量が微減している状況です。

※電力使用におけるCO2排出係数は、契約する電力会社（契約メニュー）によって異なります。

2. 基準年度におけるCO2の総排出状況

本町の基準年度（2015年度）におけるCO2総排出状況は、次のとおりです。

(1) 担当課別CO2排出量

基準年度（2015年度）における担当課別のCO2排出量は、「生涯学習課」が最も多く全体の44%を占めています。これは、町民センター等の文化施設、保育所や小・中学校といったCO2排出量の多い施設を所管していることが大きな要因となっています。次いで「産業建設課」の28%で、水道施設と道路

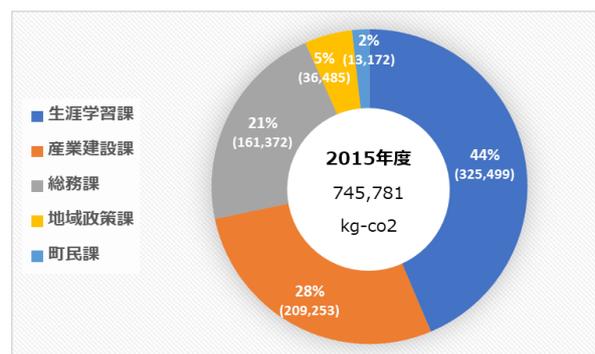


図3 担当課別CO2排出量（H27）

維持が主な要因となります。次いで「総務課」21%、「地域政策課」5%、「町民課」2%となっています。

(2) 排出源別 CO2 排出量

排出源別の CO2 排出量は、「電気」が最も多く全体の 70%を占めています。次いで「灯油」19%、「ガソリン」5%、「軽油」4%、「液化石油ガス（LPG）」2%となっています。『1. CO2 の総排出量』の内容からも三島町の CO2 排出量は電力使用による排出係数によって大きく左右される状況にあります。

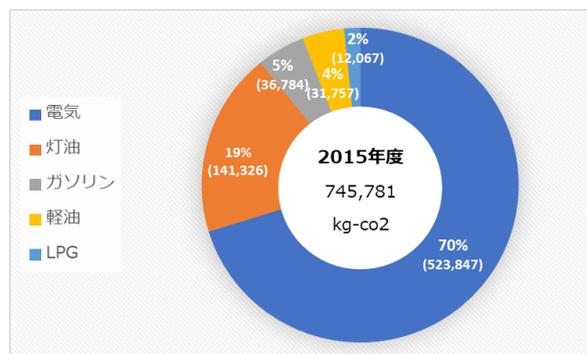


図4 排出源別 CO2 排出量 (H27)

3. 現在（2022年度）の CO2 の総排出状況

現在（2022年度）における CO2 総排出状況は、次のとおりです。

(1) 担当課別 CO2 排出量

担当課別 CO2 排出量は、基準年度と同じく「生涯学習課」が最も多く 36%を占めています。しかし、基準年度比でみると CO2 排出量が最も多く削減されていることも特徴的で、施設の電化等の省エネ化が進んでいることが伺えます。次いで「産業建設課」33%、「総務課」19%、「地域政策課」9%、「町民課」3%となっています。

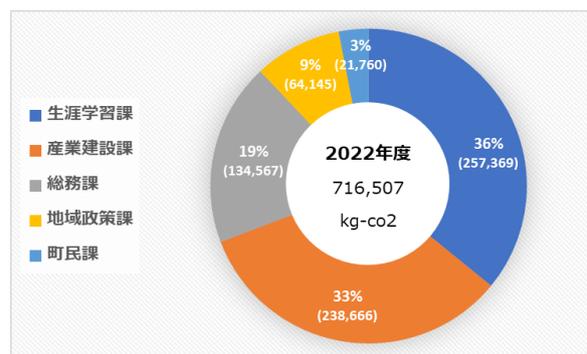


図5 担当課別 CO2 排出量 (R4)

(2) 排出源別 CO2 排出量

排出源別 CO2 排出量でも基準年度と同じく「電気」が最も多く全体の 72.6%を占め、次いで「灯油」15.5%、「ガソリン」6.2%、「軽油」4.9%、「液化石油ガス（LPG）」0.4%となっています。町民センター大ホールの空調システムの電化等、基準年度から更に設備の電化が進んでいることが分かります。



図6 排出源別 CO2 排出量 (R4)

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方

三島町ゼロカーボンビジョンでは、2030年度時点において事務・事業編に係る 業務その他部門 のCO2排出量を 581 t-CO2 まで抑制することを目標としています。本町の当該部門における対象事業者については、行政（事務・事業）以外に道の駅、宿泊施設等が該当しますが、当該部門におけるCO2排出量は行政（事務・事業）が大半を占める状況にあります。政府の事務・事業における目標では2030年度のCO2排出量を2013年度比で50%の削減を掲げていますが、本町においても政府目標と同様に 2030年度のCO2排出量を2015年度比で50%削減（CO2排出量：372,890 kg-CO2） とすることで、三島町ゼロカーボンビジョンにおける当該部門目標（581t-CO2/年） の達成に大きく寄与すると考えています。

2. CO2の排出削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2015年度）比で**50%削減**することを目標とします。

| 項目 | 基準年度（2015年度） | 目標年度（2030年度） |
|---------|----------------|-----------------------|
| CO2の排出量 | 745,781 kg-CO2 | 372,890 kg-CO2 |
| 削減率 | - | 50% |

表2 CO2の排出削減目標

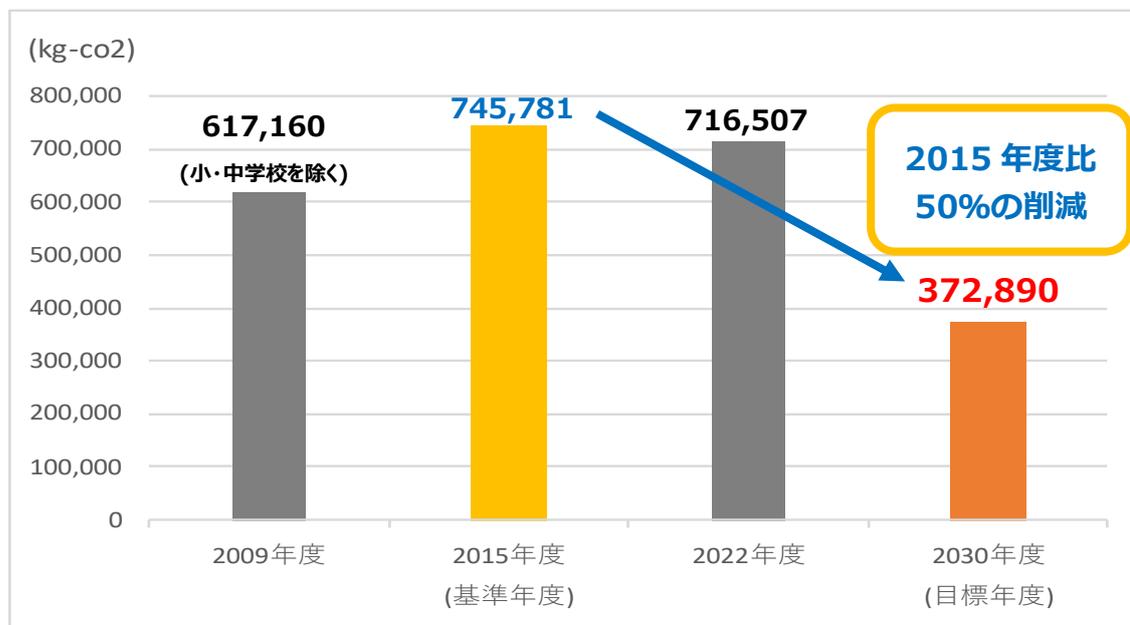


図7 CO2の排出削減目標

第4章 削減目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

本町の事務事業における CO2 の主な排出要因である電気の使用量を積極的に削減する（職員の行動や省エネ設備への更新）と共に再エネの導入及び再エネ由来の電力使用を重点的に取り組みます。また、同様に灯油・重油・ガソリンなどの化石燃料の使用量を削減していくことを努めて参ります。

2. 具体的な取組内容

(1) 重点的な取組

再エネ設備の導入及び再エネ由来エネルギーの積極的な利用に取り組んでいきます。

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| 再エネの利用 (電気) | <ul style="list-style-type: none">● 公共施設への太陽光発電システム設置を努める。 (オンサイト・オフサイト問わず PPA※の活用を含めた検討)● 公共施設にて再エネ由来（非化石証書付）等の電力利用に努める。 |
| 再エネの利用 (熱) | <ul style="list-style-type: none">● 公共施設の給湯や空調設備等において温泉熱や木質バイオマスエネルギーの導入と利用に努める。 |

※発電会社が施設所有者の提供するスペースに発電設備を設置し、その電力を施設使用者に販売する仕組み

(2) 職員の行動

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組に努めます。

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| 節電 | <ul style="list-style-type: none">● 利用者のいない部屋の空調、照明、OA 機器など、各種電気設備の運転を停止する。● 昼休みや休憩時において、不必要箇所の消灯を行う。● 効率的な事務処理に努め、夜間残業や時間外勤務等の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める。● 休日、夜間における OA 機器への通電を停止する。● 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。● クールビズ、ウォームビズの推進し、冷暖房温度の適温設定（冷房 28℃、暖房 20℃）を徹底する。● 各種電気器具の運転に際しては、省エネルギー管理機能などを利用し、負担を抑えた運転に努める。 |
| 節水 | <ul style="list-style-type: none">● 洗面所利用、公用車の洗車、食器洗い、清掃等における日常的な節水に努める。 |

| | |
|--------------|---|
| 公用車の 使用抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ● 出張時は、可能な範囲で公共交通機関の利用に努める。 ● 公用車の相乗りを積極的に活用する。 ● 近距離の移動には、徒歩や自転車の利用に努める。 |
| 公用車の 適正運転 | <ul style="list-style-type: none"> ● 駐停車時のアイドリングストップを徹底する。 ● 急発進・急加速に注意し、省エネ運転を心がける。 ● 法定速度遵守の上、経済速度(一般道は 50 km/h、高速道は 80 km/h)に留意した運転を心がける。 ● タイヤの空気圧の適正を保つことを心がける。 ● 車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、常に車内整理に努める。 ● 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。 |
| 用紙類の 使用抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ● 両面コピー・両面印刷を徹底し、用紙の使用量を削減する。 ● 会議に配布する資料の簡素化を図り、視聴覚機器を活用しペーパーレス化に努める。 ● 住民向けの配布資料については、再点検し極力用紙使用の抑制に努める。 ● 資料は、ミスコピーの裏面利用等の有効利用を積極的に行う。 ● ミスコピー紙を分別し、機密保持に留意して裏面利用を積極的に行う。 ● 会議において配布する資料を入れるための封筒や窓口用の封筒は、希望される場合に渡す。 ● 使用済みの封筒は、宛名の貼付などにより、庁内連絡・理解を得られる相手先への送付に利用する。電子メールを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。 ● パソコンからのプリントアウトは最小限に留める。 ● 法令等の出版物は、可能なものから電子情報化されたものに切り替える。 ● シュレッダー等を活用し、資料の焼却処分を減らすように努める。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国の調達方針やグリーン購入ガイドラインに適した物品の調達に努める。 ● 温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約を推進する。 |

(3) 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化に努めます。

| 項目 | 内容 |
|---------------------|---|
| (熱源・熱搬送) 運用保守・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 交流センターや生活工芸館に設置している吸収式冷温水機では、熱搬送効率を上げるための定期的な清掃や維持管理を心がける。 ● 冷温水出口温度の適正化を心がける。 ● メンテナンス時などの熱源機停止時間の電源を遮断する。 |

| | |
|-----------------|---|
| (空調) 運用保守・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 温度センサー、コイルやフィルターなどの清掃を行う。 ● 冷房（特にフロン類）等の漏洩点検、充填を行う。 |
| (照明) 運用保守・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具などの清掃を行う。 ● 照明器具の定期的な保守及び点検を行う。 ● 点灯時間の適正化を図る。 ● 自動販売機の照明は消灯する。 ※事業者との調整が必要。 |
| 給湯等の運用改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な温度管理を心がける。 ● ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整する。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 排出係数の低い電気事業者との受電契約を結ぶ。 ● 省エネ診断や CO₂ 削減診断等を受診、活用する。 ● エコチューニング機能があれば活用する。 |

(4) 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化に努めます。

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 空調設備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新に努める。 ● 全熱交換器など室温を維持しやすい換気システムの導入に努める。 ● スケジュール運転・断続運転制御システムを導入する。 |
| 受変電 | <ul style="list-style-type: none"> ● 受電設備（キュービクル等）の更新の際、変圧ロスが少ない設備への更新に努める。エネルギー損失を減らすことで、省エネに繋がる。 ● 建物の電力利用の上限を設定できるデマンド制御装置の導入を検討する。電力超過の発生時に電化製品の出力を自動的に弱める又は止めることで、省エネに繋がる。 |
| 上水設備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 節水性の高いシャワーヘッドや給水栓のコマなど、使用水量を節減するための節水器具の導入・利用に努める。 |
| 照明 | <ul style="list-style-type: none"> ● LED 照明など高効率ランプへの更新に努める。 ● 照明対象範囲を細分化に努める。 |

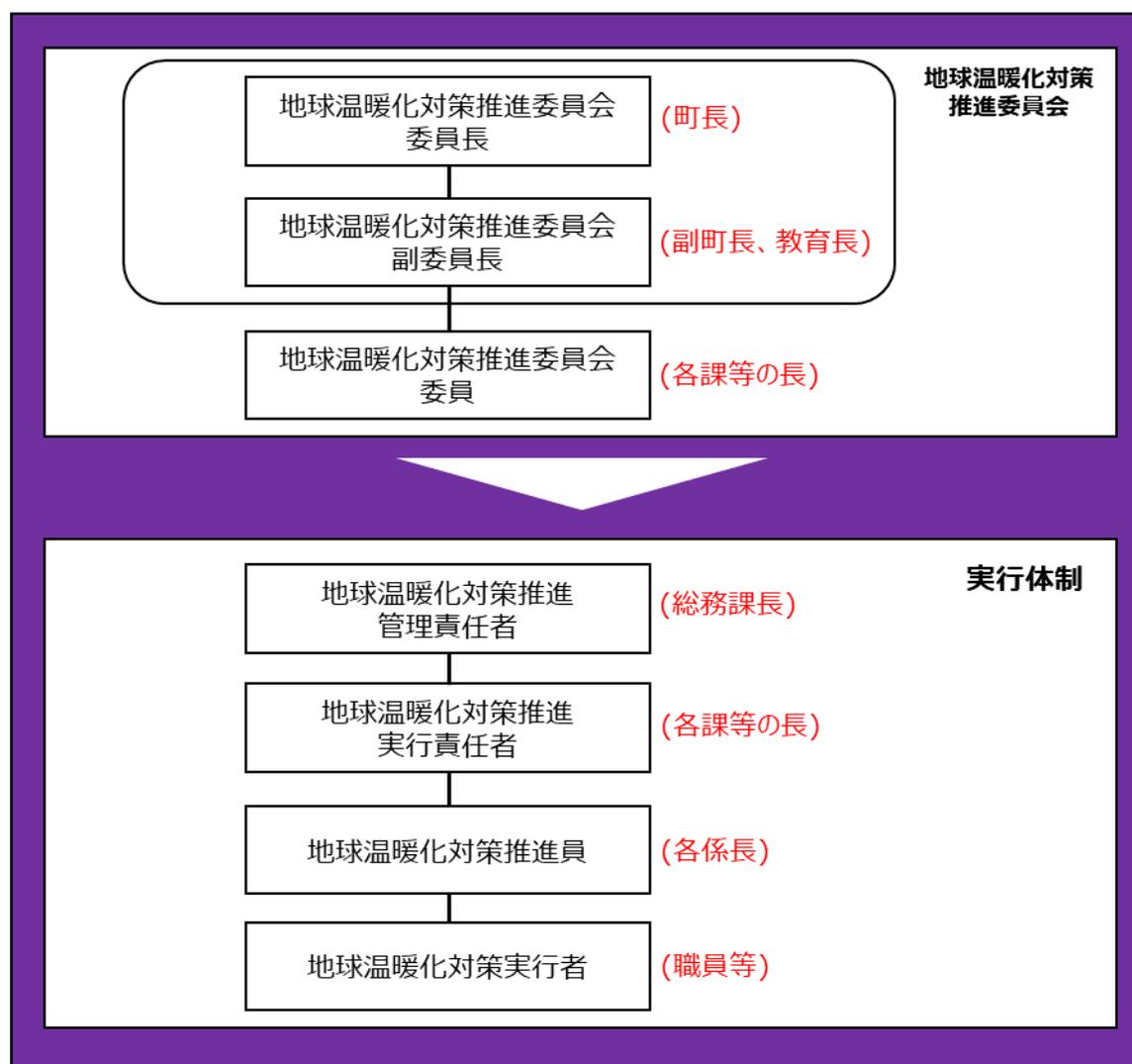
第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1. 推進体制

本計画(事務事業編)は、地球温暖化対策推進委員会を設置して実施していきます。本委員会は、次に示す体制で実施し、(1)実行計画(事務事業編)の策定・推進に関すること、(2)実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）及び公表に関すること、(3)その他、必要な事項について、審議・決定します。

委員長は、会を代表し会務を総括し、町長をもって充てます。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理し、副町長、教育長をもって充てます。委員は、行政組織規則に規定する課長及び室長等（以下、「各課等の長」という。）をもって充てます。

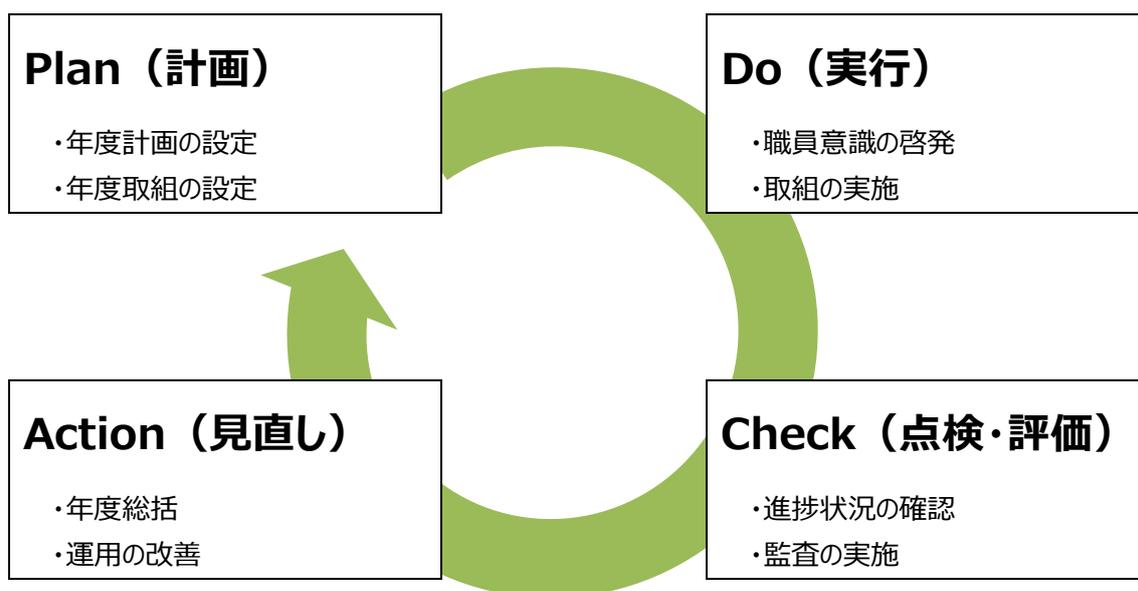
本委員会で決定した取組は、次に示す実行体制にて推進・実施します。地球温暖化対策推進管理責任者には総務課長をもって充て、地球温暖化対策推進実行責任者として各課の長をもって充てます。地球温暖化対策推進員には各係長をもって充て、地球温暖化対策実行者が職員となります。



2. 点検・評価・見直し体制、情報の公開

本計画では、第4章に示した取組を着実に推進し、実効性のあるものとするため、毎年度、CO2 排出量の削減実績等を把握しつつ、個々の取組状況を反省し、継続的な削減に努めていきます。毎年度の取組実績は、CO2 総排出量の把握と共に、各課の措置等の実施状況を含め、地球温暖化対策推進委員会に報告し、地球温暖化対策推進法に基づき、その結果を年1度、庁内外に公表します。

なお、CO2 排出量の把握には、各課の電気、ガソリン、軽油、灯油、プロパンガス等の使用量を記録しておく必要があります。そのため、毎月の光熱費の支払処理等の際に各担当にて使用量を記録して、見える化による低減に取り組むことが重要です。



三島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和6年3月

発行 福島県三島町

編集 三島町地域政策課

〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下 350

TEL 0241-48-5533(地域政策課)
